

事務事業評価

平成 23 年度

担当グループ 保険・健康増進グループ

基本事項	事務事業名	がん検診推進事業(女性特有のがん検診推進事業、働く世代への大腸がん検診推進事業)		整理番号	1209			
	根拠法令等	健康増進法		実施を義務付ける規定	○あり ●なし			
	関連する市勢振興計画の基本計画	章	第8章 健康で生きがいのある生活を支える	予算科目	4 款 1 項 4 目	◎継続 ○新規		
		節	第1節 保健・医療の更なる充実	事業区分	市民サービス事業			
事業の目的・実施状況等	事業の背景(課題、市民の要望等)	平成19年4月に施行された「がん対策基本法」に基づく「がん対策推進計画」において、がんの早期発見の重要性の観点から、がん検診の受診率を5年以内に50%とすることが目標として掲げられました。それに伴い、平成20年3月に策定した「長崎県がん対策推進計画」において、同様の目標を掲げています。また、平成20年8月に「長崎県がん対策推進条例」が制定され、県民のがん対策の取り組みを推進しています。 本事業は、対象者に直接検診料無料クーポン券等を配布することにより、受診促進に効果があると計画されました。			計画期間	始期	平成 21 年から	
	事業の対象及び目的(誰に、何を、どのような状態にしたいのか)	本市が実施するがん検診において、特定の年齢に達した男女に対し、子宮頸がん検診、乳がん検診及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用の自己負担が無料となる検診無料クーポン券を送付し、がん検診受診率向上とがんの早期発見、正しい健康意識の普及啓発を図り、健康増進に寄与することを目的とする。 また、乳がん検診において、マンモグラフィ検査を含む検診体制整備として、市内医療機関において個別検診を実施し、住民が受診しやすい体制を整備する。			終期	平成	年まで	
	目的達成のための手段・方法	事業対象者へ子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の必要性を理解してもらうための周知を行う。 (個人通知、広報誌・市ホームページ・島原新聞・ケーブルテレビへの掲載、FMLまぼらでの放送)						
	成果指標 (意図する状態の達成度を図るものさし)	名称等(内容)		単位	21年度	22年度	23年度	
		①子宮頸がん検診受診率50% 本事業対象者以外の受診者を含めた受診率推移 平成21年度 41.6% 平成22年度 43.5% 《対象者》 20、25、30、35、40歳に達している女性	目標	%	50	50	50	
			実績	%	23.0	24.0		
②乳がん検診受診率50% 本事業対象者以外の受診者を含めた受診率推移 平成21年度 35.8% 平成22年度 40.8% 《対象者》 40、45、50、55、60歳に達している女性	目標	%	50	50	50			
	実績	%	32.0	35.0				
③大腸がん検診受診率50% (平成23年度から実施のため実績値がでない) 《対象者》 40、45、50、55、60歳に達している男女	目標	%			50			
	実績	%						
活動指標 (意図する状態達成のために実施する活動等)	①対象者への周知活動 (対象者へクーポン券及び検診手帳を直接送付する)	目標	人	2,806	2,652	5,838		
		実績	人	2,806	2,652	5,838		
事業費等の推移	区分	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		実績値	実績値	実績値	実績値	予算	計画	
	①直接事業費(千円)	国県支出金			7,692	6,821	17,919	16,919
		地方債			5,900	3,651	5,115	7,747
		その他						
		一般財源	0	0	1,792	3,170	12,804	9,172
	②従事職員給与費 b1×b2	0	0	8,236	8,243	8,321	8,369	
	従事職員数(人) b1			1.15	1.15	1.15	1.15	
	職員平均人件費 b2	7,179	7,153	7,162	7,168	7,236	7,277	
	事業費合計 ① + ②	0	0	15,928	15,064	26,240	25,288	

【1次評価】

◎事務事業の評価項目と評価の視点		評価内容（判断理由、課題等）	
目的 妥当性	①住民ニーズの変化等により事業の必要性や役割は変わっていないか	A=変わっていない B=一部変わった C=変わった がんは死因の第1位であり、検診の重要性を理解してもらう必要性はある。	判定 A
	②事業を民間(NPO、市民、ボランティア等)に任せることはできないか	A=可能でない B=一部は可能 C=可能である がん検診は市が実施することと健康増進法で定めてあるため。	A
	③対象等は事業目的に見合っているか、拡大や絞込み必要はないか、見直しによる費用対効果の向上が図られないか	A=概ね適切 B=改善の余地あり C=見直しが必要 D=適切ではない 事業対象年齢を国が定めているため。	A
有効 性	④事業の実施により初期の目的や目標がどの程度達成されているか	A=達成している B=一部達成している C=あまり達成していない 目標値を50%と設定しているが、子宮頸がん検診24%、乳がん検診は35%であるため。	C
	⑤成果の状況を踏まえ、手段等を工夫したり事業内容を見直すことで、成果をさらに向上させる余地はありませんか	A=十分成果が得られている B=検討の余地あり C=見直しが必要 周知方法として再度直接働きかけるなど改善の余地はある。	B
効 率 性	⑥活動量や成果を下げずにコストを削減できないか、投入された資源量に見合う結果が得られているか、改善の余地はありませんか	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 検診手帳など3つの検診の内容を1冊にまとめ、軽量化している。	A
	⑦事業の効率性を上げるため、他の事業との統合や事務の省力化など見直す余地はありませんか	A=見直す余地はない B=統合等、検討の余地あり C=見直しが必要 通常実施しているがん検診に併せて実施している。	A
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 検診実施医療機関と受診日の調整等円滑に実施できている。	A
公平 性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されていますか。全体コストから見て受益者の負担割合は適切か、使用料等の見直しの余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 対象者全てに事業実施通知(クーポン券等)を直接送付している。	A
	⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか	A=概ね適切・現状維持 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要	A
判定評点平均			2.70
A=3、B=2、C=1、D=0として換算			

◎ 総合評価			
評 価 結 果	◎ A 継続実施(特段の見直しは行わない)	判 断 理 由	事業内容は厚生労働省が示すとおりであるので、見直しは行わない。ただし、周知活動等拡大できる部分はある。
	B 改善・見直しを行う		
	○ B1 事業規模の拡充		
	○ B2 事業規模の縮小		
	○ B3 事業内容の改善・見直し		
	○ B4 その他の見直し		
	○ C 休止(隔年実施などへの変更)		
	○ D 廃止(終期の設定等を含む)		
今後の課題及び改善策、見直しの状況		(実施上の課題等) 対象者への周知を徹底し、がん検診の必要性を十分に理解してもらう必要がある。	
<small>・総合評価で、「見直し・改善」を行うとした場合、見直しを行う上での今後の課題や事務事業の改善・見直しを行うことにより予想される効果も併せて記載ください。 ・本年度の事業を実施するにあたり、事業内容等の見直し(改革・改善、終期の設定など)を行っている場合は、その内容についても記載ください。</small>			

【2次評価】

総合判定	B3見直しのうえで実施 ⇒ 事業内容の改善
備考	受診率が低い。事業を実施するからには、対象者の確実な把握と、より一層の積極的な受診勧奨、周知の検討を。

【3次評価】

総合判定	
備考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況		
① <input checked="" type="checkbox"/> 事業費縮減(事業の見直し)	③ <input type="checkbox"/> 成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減
② <input type="checkbox"/> 民間委託等によるコストの縮減	④ <input type="checkbox"/> 事務の効率化による現状維持(事業内容の拡充)	△ 1,000 (千円)